

産業環境委員会陳情説明資料

令和5年8月17日

件名	頁
1 受理番号19 国（国土交通省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物 アスベスト改修事業」の拡充を求める国への意見書の提出を求める陳情	2

(環境部)

件名	受理番号 19 国（国土交通省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の拡充を求める国への意見書の提出を求める陳情						
所管部課名	環境部生活環境保全課						
陳情の要旨	国（国土交通省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充を求める意見書を、足立区議会から国に提出するよう陳情する。						
陳情者等	請願文書表のとおり						
内容及び経過	1 大気汚染防止法の改正内容（令和2年6月5日公布） （1）令和3年4月1日施行の主な内容 ア 成形板を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大 イ アスベストの有無の調査方法を法定化 （2）令和4年4月1日施行の内容 一定規模以上の解体、改修工事について、アスベストの調査結果の行政機関への報告を義務化 （3）令和5年10月1日施行の内容 石綿含有建材調査者等の有資格者による、アスベスト調査を義務化						
	2 「住宅・建築物アスベスト改修事業」の内容 既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全確保を総合的かつ効率的に促進するため、アスベストの調査・除去等を行う際の地方自治体の助成に対して、以下のとおり、国が助成費用の一部を負担している。 対象は吹付材のうち、吹付石綿と吹付ロックウール（以下、「吹付RW」という。）に限定されている。						
			レベル1		レベル2	レベル3	
	建材名称		吹付石綿 吹付RW	その他の 吹付材	煙突断熱 材など	塗材など 不定形材	ボード類
分析 調査	必要性	必須	必須	必須	必須	原則不要	
	調査助成	○	×	×	×	×	
工事助成 (※)		○	×	×	×	×	
※ 解体工事、改修工事ともに対象							
3 国への要望 令和3年から、全国市長会経由で、助成対象の拡大を要望している。							

(参考) 現行の足立区の助成内容

1 吹付アスベスト分析調査助成制度

国の制度は利用者の手続きが煩雑であり、利用件数が少なかったため令和3年10月より区単費で実施している。

(1) 助成対象

全ての吹付材の分析調査

(2) 助成金額

調査費用の2分の1 (上限10万円)

2 吹付アスベスト除去工事費助成制度

国の「住宅・建築物アスベスト改修事業」を利用している。

(1) 助成対象

吹付石綿または吹付RWの除去を伴う改修工事

(2) 助成金額

	延床面積 1,000 m ² 以上	延床面積 1,000 m ² 未満
助成の割合	除去費の5分の4相当額	除去費の2分の1相当額
助成額上限	300万円	200万円

3 近年の助成件数 (令和5年7月末日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
分析調査	2件	4件	0件
除去工事	0件	0件	1件